平成２７年（フ）第１８号
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座562番地の１
債務者　金城　ゆみ
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第５６０号
埼玉県川口市大字東内野524番地の３
債務者　鹿目　義正
１　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７５号
さいたま市岩槻区釣上1607　プリムラ101号、住民票上の住所茨城県つくば市研究学園５丁目16番地３　日信ビル505号
債務者　古原　賢治
１　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９４７号
札幌市西区西町南16丁目３番33号　ホームラマンションＡ一103号
債務者　猪股　直希
１　決定年月日時　平成27年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長崎　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
釧路市住之江町９番４号
債務者　ヘアーサロンローヤルこと　岩隈　清
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１０４０号
横浜市瀬谷区相沢７丁目11番地３　ラ　グランメゾンフチュール203
債務者　上村　祐也
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大崎　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
北海道砂川市西１条南10丁目２番11号
債務者　井戸向友光
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　佑介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
北海道砂川市西１条南10丁目２番11号
債務者　井戸向みゆき
１　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　佑介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月22日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第６１７号
静岡県焼津市保福島580番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町岡部1073番地の１
債務者　菅野　惠子
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６号
静岡県焼津市保福島580番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町岡部1073番地の１
債務者　菅野　正敏
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０８号
静岡市葵区安倍口団地３番26―35号、旧住所静岡市葵区千代１丁目５番38号
債務者　市川　正志
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　葦名　ゆき
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１号
山口県柳井市神代4043番地１
債務者　田坂　　匠
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５３７号
京都市南区久世東土川町17番地３　スカイビュー東土川401
債務者　阪本　弘行
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５３８号
京都市南区久世東土川町17番地３　スカイビュー東土川401
債務者　阪本奈保美
１　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
佐賀県鳥栖市古野町657番地３
債務者　天野　善博
１　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
佐賀市若宮３丁目４番745号　県営高木団地
債務者　川浪　恵子
１　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
佐賀市鍋島町大字八戸1394番地１　ユメックスマンション鍋島904
債務者　橋口　　隼
１　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係